

職員の懲戒処分について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 都営新宿線一之江駅における乗降扱いの不実施

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	59	男性	戒告

イ 管理監督者

副参事 文書注意

(2) 事故の概要

平成30年8月11日、事故者は「一之江駅」到着時に、車両ドアが開かず、ホームドアのみ開いた状態となった際、乗降確認を怠り、車両ドアの開閉を行わず列車を発車させた。このことにより、当該駅においてお客様を乗降させることができなかった。

2 都営新宿線岩本町駅におけるドア開閉操作の誤り

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	34	男性	戒告

イ 管理監督者

副参事 文書注意

(2) 事故の概要

平成30年10月25日、事故者は、「岩本町駅」に到着した際、本来開閉すべき車両ドアと反対側の車両ドアを開閉した。その際、ホーム上の状況確認を十分行わないままドアを閉めた為、旅客を挟み軽傷を負わせた。なお、当該列車の到着番線は両側にホームがある為、転落の危険はなかった。

3 酒気帯び出勤

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

事故発生日	職層	年齢	性別	内容
平成30年 6月28日	主事	46	男性	戒告
平成30年 7月 6日	主事	41	男性	戒告
平成30年 7月17日	主事	54	男性	戒告
平成30年 8月 5日	主事	52	男性	戒告
平成30年 9月11日	主事	33	男性	戒告

(2) 事故の概要

いずれの事故者も、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際、呼気中に内規の基準を超えるアルコール反応が検知され、乗務禁止措置を受けた。

4 公務外の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	45	男性	停職1日間

(2) 事故の概要

平成30年4月24日、事故者は、都内で飲酒后、面識のない相手と口論となった際、相手の手を払う暴行をした。

5 営利企業等従事制限違反

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	44	男性	戒告

(2) 事故の概要

平成30年3月から平成30年9月までの間、事故者は、知人に頼まれて、営利企業にアルバイトとして従事し、報酬を得た。